

保護者の皆様

豊中市教育委員会

豊中市立小中学校における新型コロナウイルス感染拡大予防のための  
臨時休業期間の延長について

日頃は本市学校教育にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、大阪府の要請に基づき、下記の通り市立小中学校の臨時休業期間を延長することとなりました。

新型コロナウイルス感染症にかかる臨時休業期間が長期にわたることから、保護者の皆様やお子様方もご不安をお感じのことと存じますが、今後、学校の通常再開に向けた取組みを進めてまいります。

保護者の皆様におかれましては、この臨時休業がお子様を守るための休業であることを引き続きご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 臨時休業期間 令和2年(2020年)5月11日(月)から5月31日(日)まで

2. 連絡事項

- ・臨時休業期間中は、当面週1回程度登校日を設け、学習課題の提示や学習状況の把握、健康観察などを行います。登校日の設定等、詳細については、各学校から連絡いたします。また登校日は、段階的に週2回に増やしていく予定です。
- ・今後の連絡につきましては、学校連絡メール及び学校ホームページを活用いたします。学校連絡メール未登録のご家庭は、メール登録にご協力をお願いいたします。登録されない場合は、緊急時の連絡先及び連絡手段について学校までご連絡ください。
- ・臨時休業期間中は、お子様の健康、安全のため、感染予防に努めながら屋外で適度な運動をしたり散歩をしたりすることは差支えありません。公園等で過ごす際には、3つの密(密閉、密集、密接)にならないようご家庭におかれましてもお子様へのお声かけをお願いいたします。
- ・お子様の健康状態を注視していただき、継続した健康観察をお願いいたします。また登校時には検温とマスクの着用についてご協力をお願いいたします。
- ・放課後子どもクラブにつきましては、5月31日(日)まで現在の運営(対象者を限定した保育など学校休業時の対応)を継続いたします。
- ・感染症に関する電話による相談窓口は以下のとおりです。

豊中市帰国者・接触者相談センター(兼 豊中市新型コロナウイルス感染症コールセンター)

**専用電話：06-6151-2603(24時間受付)**

※平日の午前9時から午後5時15分までは豊中市が対応、平日の午後5時15分から午前9時までと土曜・日曜・祝日は大阪府全体のコールセンターが対応します。

《次の症状がある場合は、電話によりご相談ください》

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上(高齢者・基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患など)がある方・妊婦は2日以上)続いている(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※医療機関を受診する際は、他の人との接触(公共交通機関の利用等)をできるだけ避け、マスクの着用、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする時は、マスクやティッシュを使って口や鼻をおさえる)の徹底をしてください。